

別紙

羽島市環境基本計画（案）に寄せられた意見と市の考え方

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ P48 目標指標 桑原川の BOD（生物化学的酸素要求量）の年間観測データの 75%値</p> <p>■意見 32 ページで市内を流れる中小河川や水路の水質が悪いという課題を挙げ、今後も継続して取り組むべき施策分野と考えられる、としながら桑原川の BOD の年間観測データの 75%値目標値（2025 年度）を 5 mg/L 以下としており、現状と変わらない目標値の設定は問題。目標値 5 mg/L を下げる等、水質の改善に積極的に取り組むべきである。</p> <p>■理由 —</p>	<p>国が定める BOD の環境基準値は、水域の利用目的に対応して河川ごとに AA～E までの 6 種類の類型が設けられています。桑原川は C 類型河川に該当し、BOD 基準値は 5mg/L 以下と定められていますので、国が定める基準を目標値として設定しています。</p> <p>また、既に「羽島市第六次総合計画」においても同様の数値目標を掲げています。</p> <p>なお、桑原川は過去 5 年間、環境基準値である BOD 値 5mg/L 以下を維持しています。</p>
2	<p>■項目及びページ P48 目標指標 特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数（累計）</p> <p>■意見 特定空家等が改善もしくは撤去に至った件数（累計）の目標値が示されていますが、2019 年度の現状値「3 件」に対して、2025 年度の目標値は「9 件以上」となっています。</p> <p>この間にも空き家の件数は増え続けるのではといった心配がありますが、2019 年度から 2025 年度にかけて、市内の空き家件数はどのように推移すると見込んでいますでしょうか。</p> <p>■理由 6 年間で 6 件以上を目標として設定</p>	<p>空き家対策は、令和 2 年度から令和 7 年度を計画期間とする「羽島市空家等対策計画」（以下、「空家計画」）に基づき実施しています。</p> <p>令和 2 年 1 月に実施した空家計画策定のための羽島市空家等対策推進協議会において、計画更新に伴う空家等全数調査の必要性を協議していただいた際、委員の方々から、「正確な数字を出すということにそれほど意味はない。調査して満足しているというのではなく、どう処理していくのかということを中心に考えるべきである。」といったご意見をいただきました。</p> <p>前回調査で本市の傾向を把握しており、多額の費用を掛けて再調査を行っても計画に与える影響は極めて少ないと判断したため、空家計画においては空き家</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>されていますが、特定空き家の増加件数が目標指標の数値を上回ることでありますと、更なる施策を検討していく必要が生じます。</p> <p>目標指標の設定にあたり、空き家件数と特定空き家等の件数はどのように推移する見込みかお示してください。</p>	<p>件数増減推移の見込みは算出していません。</p> <p>また、特定空き家等が改善もしくは撤去に至った件数は、「羽島市第六次総合計画」においても同様の数値目標を掲げており、年1件ずつの増加を見込んでいます。</p> <p>しかしながら、特定空き家等は、本来目標値を立てて積極的に認定するものではないと考えています。特定空き家等に認定され、最終的に所有者が対応しない場合、行政代執行まで進んでいくこととなります。本来個人の所有物であり管理責任を有する家を、積極的に市が公金を投入して解体を進めるのは本意ではありません。</p> <p>なお、本市では、空き家の増加を防止するために、我が家の終活セミナーや協定先NPO法人の専門家との個別相談会を実施しています。空き家の発生予防のため、今後より有効な施策が実施できるよう、各種団体や業界との連携を検討していきます。</p>
3	<p>■項目及びページ P60 主な取組み 羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の作成</p> <p>■意見 近年、脱炭素社会に向けて、2050年二酸化炭素実質排出量ゼロに取り組むことを表明する自治体が増えつつありますが、排出実質ゼロとは二酸化炭素等の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することを意味します。</p> <p>森林を持たない自治体の中には、森林を持つ自治体との連携によって排出実質ゼロを目指すところもあるようで</p>	<p>ご意見は、「カーボン・オフセット」に関連する内容であると推察します。</p> <p>「カーボン・オフセット」とは森林を持たない自治体が、森林を持つ自治体の森林整備事業等に協力し、その事業で生じるCO<sub>2</sub>吸収量と自分たちが排出するCO<sub>2</sub>排出量の一部とを相殺する取組みです。</p> <p>この取組みは、環境省作成の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」にて方向性が示されています。</p> <p>また、岐阜県の「岐阜県環境基本計画」においても「カーボン・オフセット」の取組みを推進することが明記されています。県内では、高山市が東京都千代田区</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>すが、こうした動きは後々排出権に関わるトラブルに発展する懸念もあります。</p> <p>地球温暖化対策実行計画を作成・実施される際には、状況を慎重に見極めながら取り組んでいただけたらと思います。</p> <p>■理由 より効果の高い取組みに注力するため。</p>	<p>と連携して取り組んでいます。</p> <p>今後、策定予定の羽島市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）にこの取組みを取り入れるかは、現時点では未定ですが、他市の取組み事例や国・県の動向を慎重に見極めながら検討していきたいと考えています。</p>
4	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 太陽光発電設備の設置ですが、近年あちこちで設置を見かけますが、防災面の安全確保、環境や景観の保全、周辺住民等への周知がなくとも設置が可能である状態です。</p> <p>太陽光発電設備の設置行為自体を規制する法令がありませんので、自治体独自に条例制定している地域もあります。再生可能エネルギー導入を推進するのはご理解しますが、不安を感じております。以下2点のご質問をします。</p> <p>① 住民からの太陽光発電設備についての苦情・意見が担当に寄せられていけば相談件数は？（期間については、担当課で定めてください。）</p> <p>② 太陽光発電設備の設置規制等に関する条例の制定の考えは？</p> <p>■理由 —</p>	<p>①については、太陽光発電設備のある土地の雑草繁茂の苦情を今年度2件（11月末時点）受けています。</p> <p>②については、現在、太陽光発電設備設置に係る苦情・相談件数がないこと等から条例等を制定する予定はありません。</p>
5	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 第5次環境基本計画では営農型太陽光（ソーラーシェアリング）の推進が明記されています。営農型太陽光発電とは農地に支柱を立てて、営農を適切</p>	<p>農地法では農業生産力の増大を図ることを目的の一つとしています。本市では、農地法の趣旨に鑑み、積極的に営農型太陽光を推進するものではありません。</p> <p>農地における営農型太陽光発電設備の設置は、次の要件を満たす場合には、原則3年以内の一時許可により可能となり</p>

No.	意見	市の考え方
	<p>に継続しながら上部空間に太陽光発電設備を設置することにより、農業と発電を両立する仕組みを指します。羽島市環境基本計画では、営農型太陽光という単語がありません。</p> <p>よって営農型太陽光の推進について、市政の考えをご回答ください。</p> <p>■理由 —</p>	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「下部の農地における単収が、同じ年の地域の平均的な単収と比較して概ね2割以上減少していないこと」、「下部の農地において生産された農作物の品質に著しい劣化が生じていないと認められること」等、設備の下部において営農の適切な継続がなされている。</li> <li>良好な営農条件を備えている農用地区域内農地や第1種農地の場合は、「周辺の農地における効率的な利用や農業用排水施設の機能等に支障を及ぼすおそれがないこと」等、位置等が妥当である。</li> </ul>
6	<p>■項目及びページ 該当なし</p> <p>■意見 第六次岐阜県環境基本計画（案）によりますと、立地適正化計画を策定している市町村数が指標として設定されております。羽島市は同計画については、未作成とお見受けしますが、今後、持続可能なまちづくりへの取組みを推進するために同計画を策定するご予定はありますか。</p> <p>■理由 —</p>	<p>県内の一部市町村では人口減少への対応のため、コンパクトシティの実現を目標とした立地適正化計画を策定されています。</p> <p>しかしながら、本市は全域が平坦で広範に市街地が広がっており、コンパクトシティ化の実現には課題も多くあることから、立地適正化計画策定の予定はありません。</p>